

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No.40 (2001.7.20)
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

7月31日に収用裁決取消訴訟提訴します;原告74名

私達の共有地に対する収用裁決に対して、岐阜県収用委は、5月23日に収用裁決を出しました。この収用裁決の取消を求める裁判を、74名の原告をもって、7月31日午前に提訴し、記者会見を行います。

可能な方は、7月31日午前10時30分に岐阜地裁玄関にお集まり下さい。

大垣市新市長より公開質問状の回答

5月22日、新市長あてに、徳山ダムの水を受水することの再考を促し、情報を市民に公開するよう求める公開質問状を出しました。7月3日付で、以下のような「回答」がありました。論点をずらしたあげくに、「理由も計画もないが、取水権確保だけは決まっている」という大変おかしな内容です。何らかの対応を考えていきます。

<市長からの回答・全文>

徳山ダムは洪水調節、流水の正常な機能の維持、また渇水時における緊急水の補給、発電など多目的ダムであります。

本市にとしまして、治水は最重要課題であり住民の正確と生命と財産を守るために、1日も早い徳山ダムの完成を要望いたしております。

又、利水につきましては、お答えする段階ではございません。いずれにいたしましても、地下水は有限でありますので、長期的展望に立ち揖斐川の取水権を確保していこうとするものであります。

参院選候補者への公開質問状と回答

7月3日現在で立候補を表明していた3氏（大野つや子、平田健二、加藤隆雄）に「徳山ダム建設を見直すべきかどうか、その理由」を尋ねる公開質問状を送りました。期限の7月11日までに平田健二氏と加藤隆雄氏から回答がありました。（岐阜県内の読者には公開質問状と回答を同封します。）

徳山村キャンプ 8月18日(土)・19日(日)

18日お昼頃 大垣付近を出発

19日の午後の早めに帰着

場所は、今のところ昨年イヌワシを観察することができた門入を予定しています。しかし国道417号線が土砂崩れで不通なので、根尾から馬坂峠を迂回して行かなくてはなりません。このため、詳細な予定はまだ立てられないでいます。

参加費：1人3500円（2食付：子供は無料）

毛布か寝袋は持参して下さい。雨具と長袖の衣類は必要です。

参加ご希望の方は**早めに必ず事務局にご連絡下さい。**

0584(78)4119 (FAX兼) 近藤方

徳山ダムの建設是非

参院選候補に質問状

中止求める会

徳山ダム建設中止を求めめる会(上田武夫代表)

は三日、参院選に県選挙区から立候補を表明している大野(子)や子(み)民現職、平田健二(五)民現職、加藤隆雄(五)民主現職、

共産新人の三氏に、

徳山ダム(藤橋村)建設

の是非を問う公開質問状を送った。

質問は①現在進行中の徳山ダム建設事業はそのまま進行すべきか、凍結

・見直しが必要か②そのまま進行すべきだとする場合、建設が必要だとする理由、凍結・見直しが必要だとするならば、その理由の二点。七月十一日までに回答するよう求められている。

7/4 朝

徳山ダムからの利水計画

「答える段階でない」

大垣市長

市民団体「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)は、徳山ダム建設に伴う大垣市の利水計画などについて、小川敏市長の見解を尋ねた公開質問状の回答を公開した。回答は文書で三日付。

小川市長は「市にとつて治水は最重要課題で、住民の生活と生命と財産を守るために一日も早いダムの完成を要望している。利水については答え

る段階ではない。地下水は有限。長期的展望に立ち、揖斐川の取水権を確保したい」などとしている。

質問状は、市は地下水の限界から徳山ダムは必要としているが、地下水の限界とはどういう意味か、

徳山ダムから水を引き受ける場合の水道料金の試算はどうなるかなどについて、市長の見解を尋ねていた。

同会の近藤ゆり子事務

7/6 朝

徳山ダム裁判(行政訴訟)大詰めが見えてきた

被告側証人、原告側証人ともに主尋問が終わり、証人尋問もあと2回を残すのみとなりました。早ければ今年中、遅くとも来年の早い時期に結審が予想されます。結審から判決までの数ヶ月の間には、運動としてもヤマ場を作らねばなりません。皆さまのお知恵と一層のご支援をお願いします。

<裁判報告>

(文責:三浦 真智)

☆6月20日(水)1時半~2時 住民訴訟弁論準備

原告第九準備書面について議論となり、岐阜県の財務負担行為の違法が争点であるかどうか意見が分かれた。岐阜県の「同意」が問題となる。

2度目(97年)の同意の資料は出ているが、1度目(89年)の同意の資料が出ていないので、原告側は出すように要求したが、被告側は出すかどうか検討するとした。

☆7月11日(水)10時~12時 行政訴訟原告側富樫証人主尋問

木曾川水系での新規利水がないこと、各県市の水需給計画、各自治体の陳述書の問題点、徳山ダムの必要性がないことについての証言があった。水需給計画の通りに本当に水需要が発生するかどうか疑問であることなどが述べられ、工業用水原単位についてはインセンティブの強弱の問題であることが述べられた。名古屋市の水源開発費償還額は巨大な支出を要するものとなることが示され、岐阜県工水についても同様であることが明示された。売れない上水であることは西濃、三重(長良川河口堰)でも明らかであると明言された。

☆7月11日(水)1時半~5時 行政訴訟被告側門松証人反対尋問 冒頭に提出された甲号証について議論と合議があり、採用された。

最大流量は水位流量曲線から求めたものであること、堤防高は計画高水位から2mであること、万石地点で徳山ダムのピーク低減への貢献は21%であること、流量配分で上流ダム群の未定ダム計画を想定していること、5つの降雨パターンからすると100分の1より小さい確率かもしれないこと、カバー率50%でなく100%の1959年9月洪水の降雨パターンを採用したこと、名古屋市上水返上分の導水施設は検討中であること、木曽川50 m³/秒の法的根拠はなくて最終決定権は国土交通省にあること、木曽川の運用の見直しは聞いたことがなくて議論したこともないこと、平成6年揖斐川取水制限の被害は知らないこと、木曽川では自流の調整をしていないこと（ルールはできていなくて、利水者間の調整を濁水が深刻になればする）などが明らかとなった。

今後の予定

【行政訴訟・証人尋問日程（いずれも岐阜地裁）】

- ◎ 8月29日(水) 10時～17時 嶋津・富樫証人に対する被告側反対尋問
- ◎ 10月3日(水) 13時半～17時 山崎証人に対する原告側反対尋問

【住民訴訟・裁判日程（いずれも岐阜地裁）】

- ◎ 9月5日(水) 16時
- ◎ 10月17日(水) 11時

収用裁決日の収用委員会会議録公開請求（6/20）

→内容非公開（7/3）→提訴へ（新聞記事参照）

「収用裁決会議録の公開を求める会」結成総会

7月24日（火） 午後1時～2時半

岐阜市民会館第一集會室

この件のお問合せは
 「収用裁決会議録の公開を求める会」（準）
 事務局：三浦真智(058-323-6958)へ

収用裁決会議録の
 開示を求め提訴へ
 徳山ダム地権者ら
 藤橋村で建設されてい
 る徳山ダム用地の収用裁
 決をめぐり反対する地権
 者らが収用委員会の会
 議録開示を求めている情
 報公開請求について、同
 委員会は三日、会議録の
 内容を非公開と決めた。
 地権者らはこれを不服と
 し、全面公開を求めて行
 政訴訟を起す構え。
 請求していたのは収用
 裁決を決定した五月二十
 三日の会議録。委員会の
 日時と場所、出席した七
 委員、事務局の四職員の名
 氏名だけは公開とされた
 が、委員の発言など協議
 した事項や内容について
 は、すべて非公開となっ
 た。県用地課は「公開す
 ると、収用委の意思決定
 が損なわれる恐れがあ
 る」と説明している。
 これについて地権者ら
 は「正式な会議の発言が
 プライバシーを理由に非
 公開になるのは納得でき
 ない」「事実上の非公
 開」とし、八月下旬にも
 行政訴訟を起す。二十
 四日には岐阜市内で「収
 用裁決会議録の公開を求
 める会（仮称）」を立ち
 上げる。

徳山ダム
 建設に
 反対
 地権者ら県に申請
 収用裁決の会議録公開を
 求めた。県が会議録を非公開と
 した場合は住民訴訟を起
 こす方針で、請求者名を
 「収用裁決会議録の公開
 を求める会（仮称）」準
 備会とした。事務局の三
 浦真智さんは「収用裁決
 を決めた委員会でのよ
 うな意見が交わされた
 か、経緯を知りたい」と
 話している。

中印
 3/4
 6/21

TOPIC1 土地収用法「改正」案成立 (6/29)

国土交通省(又は都道府県知事)が、自分で決めた事業を自分で「強制収用するだけの公共性あり」と認定するというふざけた「事業認定」のあり方はそのままにして、手続だけを簡略化するという「改悪」案が、ほとんど審議もされないまま成立してしまいました。民主党は賛成・反対で党内が揉め、結局一部修正をして賛成するということになり、あっさり成立してしまいました。

TOPIC2 民主党岐阜県連「徳山ダム是非」結論を参院選後に先送り (6/30)

TOPIC3 水資源開発基本計画は需要予測を

誤っている…総務省が指摘 (7/5)

市民が長い間指摘し続けてきた「水余り」を総務省も認めました。徳山ダムは水資源開発公団の建設する水資源開発ダムです。「新たに造らない」だけでなく、現在建設中の要らないダムの建設をただちに中止すべきです。

水資源計画ずさん 水余り

総務省の行政評価 公団合理化など勧告へ

日本の水資源の現状は、国の水資源開発基本計画が定める需要見通しに対し、実績が大幅に下回る「水余り」の状態になっていることが五日、総務省の行政評価・監視結果でわかった。

た。

同省は六日、国土交通省など四省に対し、計画の抜本的な見直しや同計画に基づいて事業を行う水資源開発公団の合理化を進めることなどを勧告する。

水資源開発基本計画は、主要な全国の七水系について、六つに分けて水の用途別需要見通しや供給目標をまとめたもので、国土交通省が作成している。

総務省が各計画ごとに需要見通しと実績を比較したところ、工業用水の場合、筑後川水系で毎秒約三立方

材の需要見通しに対し、実際には毎秒約〇・一立方

材(約3%)しか利用されな

なっていた。

このほか、国庫補助金でダムを建設しながら、十年以上も未利用のままとなっている例も多数判明した。

水道用水では、栃木県佐野市などの二つのダムが完成後十一年、三十三年経過しても給水年度が未定となっており、工業用水では、徳島県などの四つのダムが完成後十一年、二十四年経過しても水需要が見込めない状態

になった。

水資源開発基本計画は、主要な全国の七水系について、六つに分けて水の用途別需要見通しや供給目標をまとめたもので、国土交通省が作成している。

総務省が各計画ごとに需要見通しと実績を比較したところ、工業用水の場合、筑後川水系で毎秒約三立方

材の需要見通しに対し、実際には毎秒約〇・一立方

材(約3%)しか利用されな

なっていた。

このほか、国庫補助金でダムを建設しながら、十年以上も未利用のままとなっている例も多数判明した。

水道用水では、栃木県佐野市などの二つのダムが完成後十一年、三十三年経過しても給水年度が未定となっており、工業用水では、徳島県などの四つのダムが完成後十一年、二十四年経過しても水需要が見込めない状態

になった。

かったのを始め、全水系が約3〜50%の実績にとどまった。

水道用水でも筑後川水系

が36%、利根川・荒川水系

が44%など、農川水系を除くすべての水系で実績が見

通しを下回った。

このほか、国庫補助金で

ダムを建設しながら、十年

以上も未利用のままとなっ

ている例も多数判明した。

水道用水では、栃木県佐野

市などの二つのダムが完成

後十一年、三十三年経過して

も給水年度が未定となっ

ており、工業用水では、徳島

県などの四つのダムが完成

後十一年、二十四年経過して

も水需要が見込めない状態

になった。

7/6 読売

☆ 徳山ダム鉦害訴訟の第3回口頭弁論が6月28日午前10時から岐阜地裁で開かれました。次回は9月13日午前10時です。

この土地を巡る収用委員会の第1回審理は7月25日(水)午前10時30分から岐阜県総合庁舎で行われます。

できる限りの傍聴をお願いいたします。

☆ 原告会費2001年後期分をお願いいたします。収用裁決取消訴訟で新たに原告になられた方は、後期分から、原告会費をお願いいたします。

一般会費・カンパはいつでも大歓迎。

☆ 「技術と人間」5月号(6月2日発売)に嶋津暉之さんの「時代錯誤の予測で進む徳山ダム建設」が掲載されています。徳山ダム裁判における意見書と同内容です。事務局に数冊は確保してあります。必要な方はお申し出下さい(1冊893円)

「やめよ!徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会 代表:上田武夫

編集責任:近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp

URL: http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/